○文部科学省告示第百十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる国宝に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表の下欄のように改めて国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

（書跡・典籍の部）

上欄		中欄	下欄		
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	名称及び員数	所有者	所有者の住所
淳祐内供筆聖教（薫聖教）　七十三巻、一帖 附　聖教目録　一巻	昭和三十六年文化財保護委員会告示第二十八号及び平成十四年文部科学省告示第百十五号	淳祐内供筆聖教（薫聖教）　十巻	淳祐内供筆聖教（薫聖教）　八十三巻、一帖 附　聖教目録　一巻	宗教法人石山寺	滋賀県大津市石山寺一―一一

○文部科学省告示第百十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

（絵画の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
絵師草紙　一巻	国（文化庁保管）	
ベルサリエーレの歩哨（松岡寿筆）　一面	国（文化庁保管）	
南蛮船・唐船入港図　六曲一双	独立行政法人国立文化財機構（九州国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
大津唐崎図（岸竹堂筆） 附　梅図（旧裏面貼付）　八曲一双	株式会社千總ホールディングス	京都府京都市中京区三条通烏丸西入御倉町八〇
僧形八幡神像 附　弘法大師像　一幅	宗教法人神護寺	京都府京都市右京区梅ヶ畑高雄町五
在山素瓔像（明兆筆） 応永十三年八月二十四日仲方円伊の賛がある　一幅	宗教法人東福寺	京都府京都市東山区本町一五―七七八
花下群舞図　六曲一双	神戸市（神戸市立博物館保管）	兵庫県神戸市中央区加納町六―五―一

（彫刻の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造護法童子立像 附　像内納入品 一、銅造不動明王立像　一軀 一、水晶製五輪塔　一基 一、不動明王印仏　五十枚 一、不動明王種子包紙添　一枚 一、〔諸尊供次第 一、木札〕　一枚 （包紙添）　一枚 一軀	宗教法人延暦寺	滋賀県大津市坂本本町四二一〇